【別紙3 法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について】

事業	自	平成22年4月1日	法人コード	A006521
年度	至	平成23年3月31日	法人名	財団法人日本調停協会連合会

【別表A(1) 収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)】 (公益法人認定法第5条第6号に定められた収支相償について審査します。)

1. 第一段階(公益目的事業の収支相償)

法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を比較します。

番号	経常収益計 前年度に6欄がブラスの事業が ある場合には当該剰余金の額 を加算してください。	経常費用計	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期取崩額	その事業に係る 特定費用準備資 金の当期積立額	第一段階の判定 (2欄ー3欄ー5欄)
1	2	3	4	5	6
公1	69, 190, 000 円	80,009,000 円	— 円	6,000,000円	-16, 819, 000 円
公	PI	円	一 円	円	0円
計	69,190,000 円 第二段階7欄(収入)へ	80,009,000 円 第二段階7欄(費用)へ	- 円	6, 000, 000 円	

第二段階第7欄へ

プラスの事業がある場合、発生理由とこれを解消するための計画等を記入してください。

理由:	
計画:	

2. 第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償判定) 法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

			収入	費用
 第一段階の経常収益計と約 	圣常費用計(2欄・3欄)	7	69, 190, 000 円	80,009,000 円
特定の事業と関連付けられない公益目的事業に係る その他の経常収益、経常費用		8	PI	PI
	目的事業会計の経常収益計、経 いるか確認してください。)	9	69, 190, 000 円	80, 009, 000 円
公益目的事業に係る特定費 C(5)より)(当期の積立額を	用準備資金に関する調整 (別表 「費用」欄に記載してください。)	1 0	— 円	3, 000, 000 円
収益事業等から 生じた利益の繰入額	収益事業から 生じた利益の繰入額	1 1	PI	— 円
	その他の事業(相互扶助等事 業)から生じた利益の繰入額	1 2	0 円	- 円
合計	(9欄~12欄)	1 3	69, 190, 000 円	83, 009, 000 円

※第二段階における剰余金の扱い

剰余が生じる場合(収入-費用欄の数値がプラスの場合)は、その剰余相当額を公益目的保有財産に係る資産取得、 改良に充てるための資金に繰り入れたり、公益目的保有財産の取得に充てたりするか、翌年度の事業拡大を行うことにより 同額程度の損失となるようにしなければなりません。収入-費用欄の数値がプラスの場合、法人における剰余金の扱いの 計画等を記載してください。

収支相償の額(収入-費用欄)がプラスとなる場合の今後の剰余金の扱い等

収入一費用欄の数値がプラスでないため、本欄の記入は不要です。